

# 海洋会ボランティアクラブ「明治丸グループ」会則

(旧「明治丸特別部会会則を改定)

(海洋会ボランティアクラブ会則 第4条第3項に基づく、細則第3項による実施要領)

平成5年7月20日 制定  
平成7年7月20日 改定  
平成25年4月25日 改定  
平成27年1月14日 改定  
平成28年7月18日 改定  
平成29年5月24日 改定

## 1. 「明治丸グループ」の目的

国の重要文化財「明治丸」および「百周年記念資料館」(以下「資料館」)および「明治丸記念館」の  
展覧・保守・整備等に関してボランティア活動を行い海事思想の普及に貢献する。

## 2. 活動事項

- (1) 「明治丸」の展覧・展示 及び 保守・整備等に関するボランティア活動
- (2) 「資料館」の展覧・展示 及び 保守・整備等に関するボランティア活動
- (3) 「明治丸記念館」の展覧・展示 及び 保守・整備等に関するボランティア活動
- (4) ボランティア活動を維持・支援する原資を調達する活動
- (5) その他上記に関し必要な活動

## 3. グループメンバーと幹事

- (1) 海洋会ボランティアクラブ会員で、明治丸グループに登録した者をグループメンバーとする。
- (2) 海洋会ボランティアクラブ代表幹事がグループメンバーから幹事若干名を指名する。
- (3) 明治丸グループ幹事は、海洋会ボランティアクラブの役員、幹事との併任を妨げない。
- (4) 幹事からグループの運営を統括する主務幹事1名、及び 副主務幹事1名を互選により選任する。副主務幹事は主務幹事を補佐する。
- (5) 「明治丸グループ幹事会」は、幹事により構成され、明治丸グループの運営及び活動に関し合議する。
- (6) ボランティア活動を維持、支援する原資を調達するための事業活動を行う場合には、「明治丸グループ幹事会」にて審議のうえ規定を作成する。
- (7) 前記(5)の合議の結果 及び (6)の規定((5)の合議内容、(6)の規定内容の変更を含む)は、海洋会ボランティアクラブ幹事会に報告し、承認を受ける。
- (8) 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

## 4. ボランティア活動要領

- (1) グループメンバーは「明治丸」、「資料館」および「明治丸記念館」の、
  - イ. 定期観覧日には、予定表に従って、
  - ロ. 特別観覧日には活動可能な者が、案内・説明等の活動を行う。なお、予定表当日に活動参加が出来なくなった者は、なるべく早く主務幹事に申し出るものとする。
- (2) 主務幹事は大学側担当者とボランティア活動内容の打合せを行い、グループメンバーの希望を徴して、遅くとも半月前迄に予定表を作成し、グループメンバーに活動日程を通知する。
- (3) グループメンバーは前記(1)に加えて、「明治丸」、「資料館」および「明治丸記念館」の保存・整備、維持・管理、利用・活用に関するボランティア活動を随時行う。
- (4) グループメンバーのボランティア活動のための交通費、食事代等は原則として自弁とする。
- (5) グループメンバーのボランティア活動中の事故に関してはボランティア保険で対応する。また、観覧者の事故に対しては責任を負わない。

## 5. グループメンバーおよびその他関係者の死亡時の対応

グループメンバーおよびその他の関係者が死亡した場合は、「明治丸グループ一同」の名義で弔電のみを送るものとし、香典、供花、葬儀参列等は個人ベースで行うものとする。

なお、上述の「その他関係者」とは、連絡協議会の大学側委員等、当グループの活動と深い関係のある者で、代表幹事が適当と認めた者を言う。

## 6. 会則の変更

「明治丸グループ」会則の変更は海洋会ボランティアクラブ幹事会の承認を経て、海洋会ボランティアクラブ総会に報告する。